

川越市新宿町一丁目広場の管理に関する協定書（案）

川越市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日付け●●第●●号による指定管理者の指定に基づく管理運営について、川越市新宿町一丁目広場条例（令和7年条例第34号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（本協定の趣旨）

第1条 本協定は、川越市新宿町一丁目広場（以下「広場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、この協定に定める事項を誠実に履行しなければならない。

（指定の期間）

第3条 指定の期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日までとする。

2 乙は、前項の期間の始期までに本施設の利用に支障がないように、必要な準備を行うものとする。

第2章 管理運営の範囲及び実施条件

（管理運営の範囲等）

第4条 条例第12条の規定に基づき乙が実施する管理運営の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 行為の許可に関する業務
- (2) 使用料の収受に関する業務
- (3) 広場の維持管理に関する業務
- (4) その他甲が必要と認める業務

2 管理運営の細目及び乙が管理運営を実施するに当たり満たすべき条件又は水準は、川越市新宿町一丁目広場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（自主事業の実施）

第5条 乙は、仕様書に定めるところにより、広場の設置目的に合致し、かつ、管理運営の実施を妨げない範囲において、自らの責任及び費用負担により自主事業を実施できるものとする。

（近隣対策）

第6条 乙は、本業務を遂行するに当たり、自己の責任及び費用において、本業務の遂行のために合理的に要求される範囲で騒音や利用者等による迷惑行為に関し近隣対策を実施するものとする。

(管理運営の範囲等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合は、書面による通知をもって第4条第1項に規定する管理運営の範囲及び同条第2項に規定する管理運営の細目、実施条件等（以下「管理運営の範囲等」という。）の変更を相手方に求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 管理運営の範囲等の変更については、前項の協議において決定するものとする。

4 前項の規定による変更に伴う指定管理料の変更は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

第3章 管理運営の実施

(管理運営の実施)

第8条 乙は、この協定、条例、関係法令等のほか、川越市新宿町一丁目広場指定管理者募集要項、仕様書、指定管理者の指定の申請において乙が提出した事業計画書及び第21条第1項に規定する事業計画書に従い、並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって管理運営を実施し、広場を常に良好な状態に管理しなければならない。

2 この協定、仕様書及び前項に規定するそれぞれの事業計画書の間に矛盾があるときは、この協定、仕様書、指定管理者の指定の申請において乙が提出した事業計画書、第21条第1項に規定する事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されているときは、当該水準によるものとする。

(管理運営の開始の準備)

第9条 乙は、指定の期間の開始の日に先立ち、管理運営の実施に必要な人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、管理運営を実施するために許認可が必要な場合は、乙の責任においてそれを取得しなければならない。

3 乙は、前項までの規定のほか管理運営の開始に必要な準備を行うものとする。

4 指定期間日に先立ち、乙が自らの責任において行う本業務の準備に係る費用は、乙の負担とする。

(統括責任者の設置)

第10条 乙は、広場の管理運営に関する統括責任者を置き、その者の氏名、住所その他甲が求める事項を甲に報告しなければならない。報告した事項を変更したときも、同様とする。

(職員等に対する指導)

第11条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が管理運営の実施に関し広場の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(管理に関する基本的事項)

第12条 乙が行う広場の管理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

ア 臨時に広場の利用を禁止し、又は制限する必要があるとき。

イ 開場時間を変更する必要があるとき。

(2) 次のいずれかに該当するときは、速やかにその内容を甲に報告すること。

ア 条例第8条第1項各号に基づき、行為許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は広場の利用の中止若しくは広場からの退去を命じたとき。

イ 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したとき。

ウ 災害、事故その他不測の事態が生じたとき。

(3) 開場時間を利用者にわかりやすい方法で案内すること。

(4) 施設及び設備の保守点検を定期的に行い、その記録を作成すること。

(5) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、修繕の必要が生じたときは、1件（合理的な理由のある工事単位）につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用及び責任において実施するものとし、1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。

(6) 乙が前項に規定する管理施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、あらかじめ甲の了承を得るものとする

(7) 管理運営に係る会計処理を他の事業から区分して経理すること。

(8) 管理運営に係る会計書類を当該会計年度の終了後5年間保存すること。

(9) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報を第18条に定めるところにより適正に取り扱うこと。

(施設、設備及び物品の使用等)

第13条 乙は、管理運営の実施に当たり、甲の所有に属する広場の施設、設備及び物品を使用することができる。

- 2 乙は、甲の承認を得て什器・備品を設置することができる。
- 3 乙は、甲の備品台帳に準じた帳簿を作成し、適切に管理するものとする。
- 4 乙は、広場の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。
(行為許可)

第14条 乙は、条例、川越市新宿町一丁目広場条例施行規則（令和7年規則第●号。以下「規則」という。）及び市長が別に定める行為許可に係る規定（以下「行為許可関係規定」という。）のほか、川越市行政手続条例（平成9年条例第3号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）等に従い、行為許可に関する業務を行うものとする。

- 2 乙は、許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備及び物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。
 - (5) 衛生上支障があるとき。
 - (6) 広場の設置の目的に反すると認められるとき。
 - (7) その他管理上支障があると認められるとき。
- 3 乙は、前項各号に掲げる事項及び条例その他行為許可関係規定に基づき、許可の基準を定め、これを行為許可申請の提出先としている事務所（以下この条において「事務所」という。）における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 4 乙は、行為許可申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 5 乙は、条例第8条の規定による行為許可の取消しその他の不利益処分（以下「不利益処分」という。）をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。
(行為許可の取消し等)

第15条 乙は、不利益処分をするときは、川越市行政手続条例第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、同条例第13条第1項第1号の聴聞を行うときは、同条例第19条第1項の規定に基づき甲の職員を主宰者として指名し、川越市聴聞規則（平成6年規則第38号）に定めるところにより行うものとする。

2 乙は、不利益処分をするときは、当該不利益処分の相手方に対し、次に掲げる教示を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第1項に定める審査請求に関する教示

(2) 行政事件訴訟法第46条第1項に定める取消訴訟に関する教示

（第三者による実施）

第16条 乙は、管理運営の実施に当たり、その全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 乙が管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、事前に甲の承認を得たうえで、全て乙の責任及び費用負担により行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び費用の増加は、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び費用の増加とみなして、乙が負担するものとする。

4 第2項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

（環境への配慮）

第17条 乙は、管理運営の実施に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、水等の使用量の削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底及び二酸化炭素等温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進及び適正な処理を図ること。

(2) 甲が策定する環境に関する計画に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(3) 甲が実施する省エネルギーの推進運動に協力すること。

（情報の適正管理）

第18条 乙は、管理運営を通じて取得する個人に関する情報の取扱いに当たり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、川越市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）、川越市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年規則第6号）及び別記の個人

情報取扱特記事項を厳守し、管理運営の実施に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理運営の実施以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。
- 3 乙は、第16条第2項の規定に基づき、管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、前項の規定に相当する義務を負わせなければならない。
- 4 乙は、管理運営に係る情報の公開及び提供について、適正に実施するよう努めなければならない。

(文書等の管理及び保存)

第19条 乙は、次の事項を遵守し、文書等（管理運営の実施に当たり作成し、又は取得した文書、地図、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び保存しなければならない。

- (1) 文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、管理運営の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めること。
- (2) 利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、文書等の保存期間を定めること。
- (3) 文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定すること。この場合において、乙は、破砕、溶解その他甲の認める方法により当該文書等を廃棄すること。
- (4) 指定の期間が満了したときは、文書等のうち保存期間が終了していないもの及び甲の指示したものを速やかに甲又は甲が指定するものに引き継ぐこと。ただし、甲が特に認めたときは、この限りでない。

(文書等の提出)

第20条 甲は、乙に対し文書等の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から文書等の提出を求められたときは、速やかに応ずるものとする。

第4章 管理運営の実施状況の確認等

(事業計画書等)

第21条 乙は、管理運営を実施するに当たり、甲の指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した翌会計年度における事業計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 広場の基本的な運営方針

- (2) 管理執行体制
- (3) 維持管理業務に係る事業計画
- (4) 運營業務に係る事業計画及び利用見込み
- (5) 指定管理業務に係る収支計画
- (6) 自主事業に係る事業計画及び収支計画
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により乙が提出した事業計画書を変更する必要があると認めるときは、乙に対し、その変更を指示することができる。

3 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
(定期報告書)

第22条 乙は、毎月10日までに、前月の利用状況、使用料収入、提案事業・自主事業実施状況、意見・苦情及びその対応の結果等を記載した月例業務報告書を甲に提出しなければならない。
(事業報告書)

第23条 乙は、当該事業年度の翌年度の5月末までに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定の期間の途中において指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に、当該取り消された日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、提出された事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対し報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

4 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

5 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3ヶ月以内に、法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。
(自己評価報告書)

第24条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービスの向上の観点から、広場の管理及び運営について自己評価を実施し、その結果等を記載した自己評価報告書を前条の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(モニタリングの実施)

第25条 甲は、指定期間中に乙の実施する管理運営その他広場における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期に又は必要に応じて臨時にモニタリングを実施し、又は乙に実施を指示することができる。

(第三者モニタリングの実施)

第26条 乙は、甲が行う第三者評価機関等による第三者モニタリングに協力しなければならない。

(報告の徴取等)

第27条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対し、管理運営又はその経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、川越市の監査委員又は外部監査人による監査、川越市オンブズマンによる調査等について、積極的に協力しなければならない。

第5章 指定管理料及び使用料等

(指定管理料の支払い等)

第28条 甲は、管理業務に要する経費（以下「指定管理料」という。）を乙に支払うものとする。

2 指定期間の指定管理料の額は、金●●●, ●●●, ●●●円（消費税及び地方消費税の額○○, ○○○, ○○○円を含む。）とする。

3 前項に定める指定管理料の年度ごとの支払額は次のとおりとする。

令和 8年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和 9年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和10年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和11年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和12年度 ●●, ●●●, ●●●円

4 甲は、各会計年度において、当該年度の総額の4分の1ずつを四半期ごとに支払う。ただし、令和8年度については総額の3分の1ずつを四半期ごとに支払う。

5 前項の規定による四半期ごとの支払月は7月、10月、1月、4月とする。ただし、令和8年度については10月、1月、4月とする。

6 乙は、第4項の規定による支払を求める場合は、請求書を甲に提出するものとする。

7 甲は、前項の請求があった場合は、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

8 乙は、やむを得ず第4項又は第5項の規定によらずに指定管理料を請求するときは、事前に甲と協議し、承認を得たうえで請求を行うこと。

9 管理業務の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

10 甲は、乙が本業務を実施する中で、乙の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、甲が乙に支払う指定管理料のうち、修繕費については、年度終了後速やかに精算するものとし、精算残金が生じたときは、乙は、甲の指定する方法により甲に返還するものとする。また、経費の不足が生じた場合、甲は原則として補填は行わない。

(指定管理料の変更)

第29条 甲及び乙は、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更金額等は、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理者の収入)

第30条 乙の収入は、指定管理料、提案事業に伴う収入（以下「提案事業収入」という。）及びその他の収入とする。

2 乙は、指定管理料、提案事業収入及びその他の収入の各経費について、必要な帳簿を作成し、他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(使用料の取扱い)

第31条 甲は、使用料の徴収について、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第158条第1項に基づき、別に締結する委託契約によるものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第32条 乙は、管理運営の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(第三者への賠償)

第33条 乙は、乙が行う本施設の管理に瑕疵があったとき、又は管理運営の実施に当たり乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険契約等)

第34条 本業務の実施に当たり、甲は火災保険を付保しなければならない。

- 2 乙は、管理運営を開始するときまでに、自己の責めに帰すべき事由により次に掲げる事項が発生したときに補償される保険に加入するものとし、指定の期間中、当該保険に引き続き加入しなければならない。

- (1) 広場の使用、管理又は業務の遂行に伴い発生した事故により、第三者の身体障害又は財物の損壊が発生したとき。
- (2) 対人事故が発生し、法律上の賠償責任の範囲を超えて見舞金等の名目で支払いの必要が生じたとき。
- (3) 広場の全部又は一部が火災、破裂、爆発等により損壊したとき。
- (4) 甲の所有に属する什器・備品について損壊、紛失又は盗取がされたとき。
- (5) 食中毒や異物混入による病気の発生又は乙の商品販売その他の管理運営に起因して発生した事故により、第三者の身体障害又は財物の損壊が発生したとき。
- (6) 個人情報の漏えいに起因して、損害の賠償に対応する必要が生じたとき。
- (7) 一時的に広場内で保管中の物品等について損壊、紛失又は盗取がされたとき。
- (8) 広場内で保管中の業務用現金、小切手等が火災又は盗取により損害を受けたとき。

- 3 乙は、前項各号に掲げる事項のほか、自らが負担すべきリスクに適切に対応することができるよう保険に加入するものとする。

- 4 乙は、前項の規定に基づく保険契約の締結後速やかに、保険証券その他保険の内容を明らかにする書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新し、又は変更したときも、同様とする。

(不可抗力発生時の対応)

第35条 天災（地震、落雷、暴風雨、異常降雨、洪水、土砂崩壊及び疫病等をいう。以下同じ。）、人災（戦争、テロ及び暴動等をいう。以下同じ。）、法令の変更その他甲及び乙の責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）が発生したときは、乙は、当該事由の影響を早期に除去するための必要な措置を速やかに講じ、当該事由により発生する損害、損失及び費用の増加を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第36条 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合は、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で、甲と乙において協議を行い、不可抗力の程度の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による供用の休止)

第37条 甲は、不可抗力の発生により広場の全部又は一部を利用に供することができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該広場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 乙は、不可抗力の発生により広場の全部又は一部を利用に供することができないと認めたときは、甲の承認を得て、当該広場の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

第7章 指定の期間の満了

(管理運営の引継ぎ)

第38条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、広場の管理運営が適切かつ円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他管理運営を引き継ぐものに対し、管理運営の引継ぎをしなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、指定の期間の満了に先立ち、乙に対し甲又は甲が指定するものによる広場の視察を申し出ることができる。

3 乙は、前項の規定による申出があったときは、合理的な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

4 前3項及び仕様書に定めるもののほか、引継ぎの方法その他管理運営の引継ぎに関し必要な事項は、甲、乙協議して決定するものとする。

(原状回復)

第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了するまでに、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに、広場の施設、設備及び物品を原状に回復しなければならない。ただし、甲乙協

議の上、両者が合意した場合は、乙の所有に属する内装・設備、備品等を甲又は甲が指定するものに引き継ぐことができるものとする。

2 乙は、管理運営の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

3 甲は、乙が正当な理由がなく前2項に規定する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を講じることができる。この場合において、乙は、甲の措置に要した費用を負担しなければならない。

(施設等の引渡し)

第40条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、前条第1項に定めるところにより引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

第8章 指定の取消等

(管理運営の継続が困難となった場合の措置)

第41条 乙は、管理運営の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたときは、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出が乙の責めに帰すべき事由によると認めるときは、乙に対し改善のための勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたときは、甲及び乙は、管理運営の継続の可否等について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第42条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第10条及び第12条、第22条から第24条までの規定による報告書を提出せず、第27条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 乙が関係法令、条例、規則又はこの協定の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が前条第2項の規定による改善のための勧告に対し、甲が定める期間内に改善することができなかつたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するに至つたとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人その他の団体

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人その他の団体

ウ 甲から指名停止措置を受けている法人その他の団体

エ 納付すべき税金を滞納している法人その他の団体

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人その他の団体

カ 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他団体

キ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている法人その他の団体

(5) 乙の経営状況の悪化等により管理運営を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(6) 乙に組織的な違法行為があつたときその他乙に管理運営を実施させることが社会通念上著しく不適當と認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか乙に管理運営を実施させることが適當でないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害若しくは損失又は費用の増加が生じたときは、その責めを負わない。

3 乙は、第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

第9章 その他

(地位の承継等の禁止)

第43条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(地元中小企業者等への配慮)

第44条 乙は、管理運営の実施に当たり、地元中小企業者の受注機会の増大と地元中小企業者に配慮した物品等の調達及び市内在住者の雇用に努めなければならない。

(避難場所等の運営への協力)

第45条 乙は、災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、広場を川越市地域防災計画における指定緊急避難場所として円滑に使用することができるよう、仕様書に定めるところにより迅速な避難場所の開放及び市の円滑な活動の支援を行うこと。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

(協定の変更)

第46条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更することができる。

(疑義等の解決)

第47条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲、乙誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

川越市元町一丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 森 田 初 恵

事業者住所

乙 事業者名

代表者職氏名